



発行 一般社団法人
徳島県LPガス協会
〒771-0134 徳島市川内町平石住吉209-5
徳島健康科学総合センター4階
代表 TEL: 088-665-7705
FAX: 088-665-6905
URL <http://www.tokushimalpg.or.jp>



第1回理事会 開催

令和5年4月26日(水) 徳島グランヴィリオホテルにおいて、令和5年度第1回理事会が開催されました。本理事会では、5月26日(金)に開催される定時総会に関する事項をはじめ、4つの議案が審議され、いずれも原案どおり承認されました。

議事

第1号議案 令和5年度定時総会について
第2号議案 令和4年度事業報告及び決算の承認について

○監査報告

第3号議案 令和5年度事業計画及び収支予算について

第4号議案 公益目的支出計画実施報告書等の提出について
○監査報告

協議事項

- (1) 役員(理事)の選任について
- (2) LPガス料金高騰対策支援事業について
- (3) その他



定時総会開催のお知らせ

日時: 令和5年5月26日(金) 13時30分～
場所: 徳島グランヴィリオホテル
議案: 第1号議案 令和4年度事業報告及び決算の承認について
○監査報告
第2号議案 借入金の最高限度額について
第3号議案 (一社)全国LPガス協会の広報活動への協力について
第4号議案 役員を選任について
(報告) 令和5年度事業計画及び収支予算について

〈 会員の皆様へのごお願い 〉

欠席される場合は、「**代理人による議決権代理行使書**」(委任状)を必ず提出していただくようお願いいたします。



フードバンク活動への参加について

徳島県協会はSDGsへの取り組みとして、品質に問題がないのに廃棄されている食材等を集め貧困世帯に提供するフードバンク活動に積極的に参加することとし、「フードバンクとくしま」に入会しました。そして、同会が実施する生活困窮者への越年支援に協賛し、LPガス消費者の方々に支援物資の提供を呼び掛けるなどの事業を通して、LPガスのイメージアップを図ってまいります。





特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部改正について

現在、訪問販売等の契約書面等の交付については書面での交付が原則となっていますが、令和5年6月1日からは消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法（電子メールの送付等）にて交付することが可能となります。

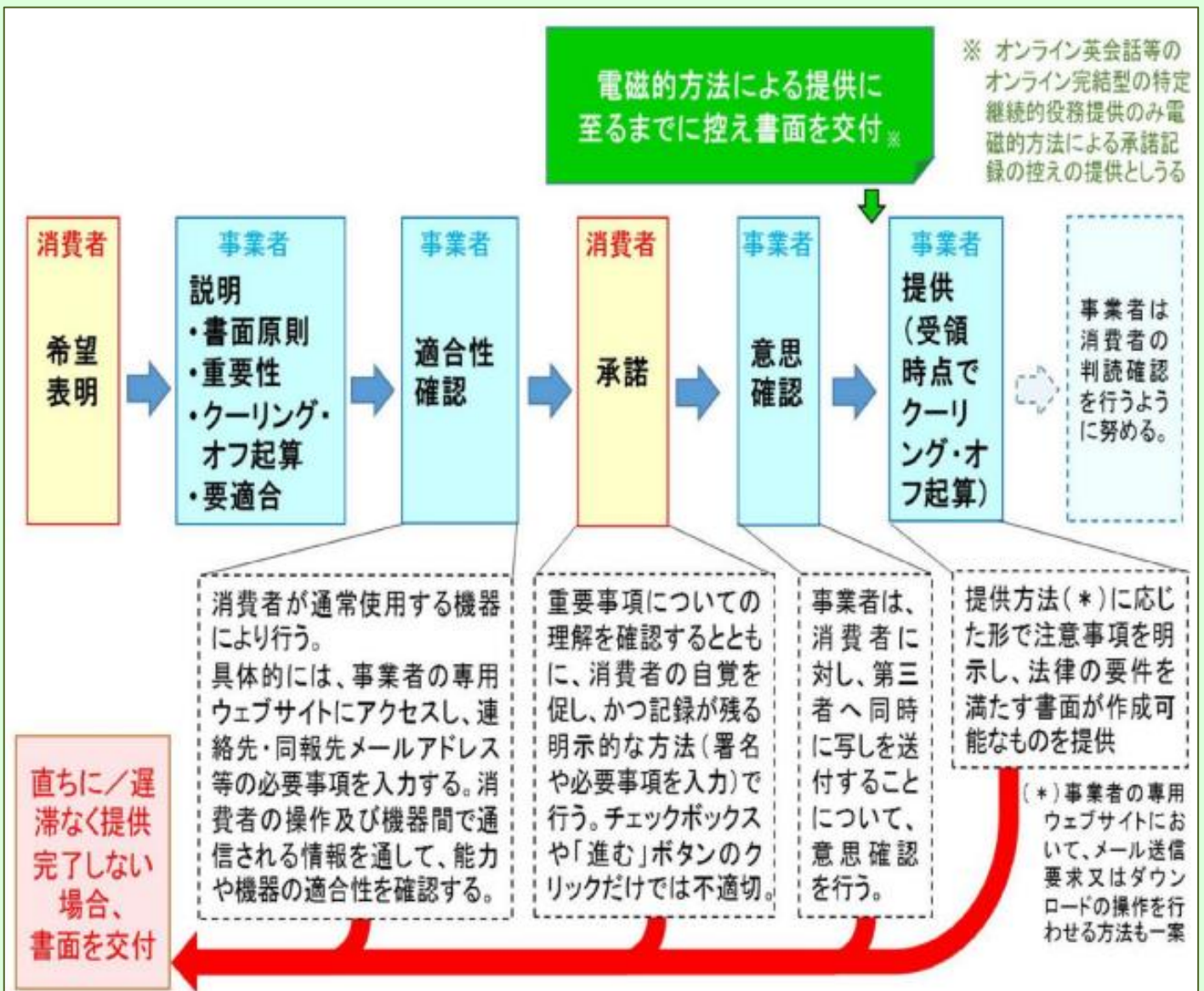
詳細につきましては、以下の「消費者への承諾方法」や消費者庁のホームページをご参照ください。



消費者への承諾取得方法

(消費者庁：令和4年10月6日発表 特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会報告書より抜粋)

例えば、事業者が営業所等以外の場所（消費者の自宅など）において見積り等を行い、いったん事業者が退去した後、消費者が家族等と相談・検討したうえで、オンラインで契約の申し込みを行う事例が、訪問販売に該当するような場合であっても、申込書面や契約書面の記載事項の電磁的方法による提供への承諾の取得を対面時に行うことにより、電磁的に申込書面や契約書面の提供を受けて、契約を締結することは可能である。



「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカー制度」の終了について

令和2年度から徳島県独自の取組みとして実施された、「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカー制度」について、新型コロナウイルス感染症が5月8日から感染症法上5類感染症に移行されることに伴い、政府の基本的対処方針が廃止されることから、同ステッカー制度も終了となります。

つきましては、現在各販売店様に配布しているステッカーにつきましては、5月8日以降に処分をしていただきますようお願いいたします。

詳しくは、徳島県の「安心とくしま」のホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

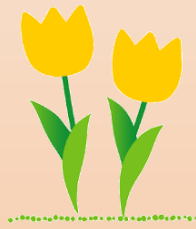
<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2020071700010/>



令和4年度 お客様相談件数

令和4年度に当協会お客様相談所で受けた相談件数は14件で、その内容は次のとおりです。

- LPガスの価格について 4件
- 設備関係について 4件
- 保安について 2件
- その他について 4件



昨年から資源価格の高騰によりLPガス料金が上昇したことから、お客様相談所に寄せられる相談もLPガス料金についての内容が多くなり、併せて解約時のLPガス機器の撤去費用や、機器の買い取りについての相談も増えました。

また、昨年10月17日と本年2月14日にエルピーガスお客様相談所委員会を開催し、お客様相談所への相談案件に対する相談員の対応を評価、審議した結果、いずれの相談案件についても適切に処理されていると認められました。

高齢者等の見守り活動

高齢者や障害者などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協会では、「見守り活動に関する協定書」を、徳島県(平成24年1月24日)及び徳島市(平成25年7月24日)と締結し、『検針や配送など日常業務で高齢者等に異変を察知した場合は、速やかに市町村又は警察等に連絡、通報する』こととしております。

高齢者など、対象となる方々への見守り活動に一層のご留意をよろしくお願い申し上げます。

<備考>

該当事例があった場合は、事後に協会へもご一報ください。



液化石油ガス法定義務講習の案内について

昨年度からLPガス関係の資格講習および法定義務講習が段階的にオンライン講習に移行しており、会員の皆様にも周知しているところです。

令和5年度から法定義務講習である「業務主任者」、「液化石油ガス設備士」がオンライン講習で実施されることから、各事業所において業務主任者に選任されている方および液化石油ガス設備士免状を保有されている方は5年以内に一度(初回は3年以内に一度)の法定義務講習をオンライン講習で受講していただく必要があります。

これまで受講対象者および受講希望者の方々には徳島県液化石油ガス教育事務所から講習申込書類一式を送付しておりましたが、オンライン講習に移行されたことにより法定義務講習の対象者への講習案内通知は高圧ガス保安協会本部(東京)から行われます。

このことから、受講対象者の皆様におかれましては、次回を受講対象年度が到来した際には遅滞なくオンライン講習の申込を行い、受講していただきますようお願いいたします。

最終受講日が不明な場合は、徳島県エルピーガス協会にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

徳島県液化石油ガス教育事務所

オンライン講習実施予定

○資格講習関係	講習名	令和3年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
	丙種化学液石		○	○	○	○	○	○
	第二種販売		○	○	○	○	○	○
	業務主任者の代理者		○	○	○	○	○	○
	特定高圧ガス取扱主任者						○	○
	液化石油ガス設備士第2・3						○	○
	充てん作業員						○	○
	保安業務員						○	○
	調査員						○	○

＜備考1＞「上期」は4月から9月、「下期」は10月から3月の期間である。
 ＜備考2＞斜線の欄は講習を実施しない。
 ＜備考3＞令和6年度以降は、全てオンライン講習となる。
 ＜備考4＞液化石油ガス設備士第2・3講習に係る技能試験は対面で実施する。

○義務講習関係	講習名	令和3年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
	高圧ガス保安係員(LP)		○	○	○	○	○	○
	業務主任者				○	○	○	○
	液化石油ガス設備士再				○	○	○	○



5月	12日	調査員講習・検定	J A 会館	9:00~
	26日	定時総会	徳島グランヴィリオホテル	13:30~
	28日	高知県総合防災訓練	高知県	10:00~
	30日	高知県LPガス協会総会60周年記念大会	高知県	15:30~
6月	7日	保安共済事業団四国ブロック会議	高知県	12:30~
	9日	令和5年度全国LPガス協会通常総会	大分県	15:00~
	21日	お客様相談所四国ブロック会議	グランドパレス徳島	14:00~
	30日	丙種化学(液石)検定	J A 会館	9:00~

